

2018年11月20日  
みずほ信託銀行株式会社

## **株式会社北日本銀行での信託商品代理店販売開始および 同行向け販売支援アプリの提供開始について**

みずほ信託銀行株式会社（社長：飯盛 徹夫）は、2018年11月27日より、株式会社北日本銀行（頭取：柴田 克洋）を代理店として、北日本銀行の独自の商品名をつけた遺言代用型金銭信託「きたぎん遺言代用信託 ～繋(つなぎ)～」(以下、遺言代用型金銭信託) および暦年贈与型金銭信託「きたぎん暦年贈与型信託 ～結(ゆい)～」(以下、暦年贈与型金銭信託) の取り扱いを開始します。

同時に、北日本銀行向けに販売支援アプリ提供の第1号案件として「信託商品販売管理アプリ」と「資産承継アプリ」(※) の提供を開始します。

本件により、相続発生時に簡便な手続きでご家族等が金銭を受け取ることができる遺言代用型金銭信託およびお客さまの生前贈与手続きをサポートする暦年贈与型金銭信託が、北日本銀行の75本支店でお申し込みいただけるようになります。

また、同時に販売支援アプリを提供することで、お客さまの相続税・贈与税の簡易なシミュレーションの提供や遺言代用型金銭信託および暦年贈与型金銭信託の申込受付・販売状況の管理等が、北日本銀行の営業担当者のタブレット端末等で可能となります。

高齢化を背景に資産承継や相続に対する関心が高まるなか、みずほ信託銀行は地域金融機関と連携し、専門性の高い信託商品をより身近にご提供することで、お客さまのニーズにお応えしていきます。

※詳細は下記リリースをご参照願います。

2018年8月31日付「タブレットでの信託商品販売管理アプリケーションの開発について」  
<https://www.mizuho-tb.co.jp/company/release/pdf/20180831.pdf>

2018年9月27日付「地域金融機関向け『資産承継アプリ』の提供開始について」  
<https://www.mizuho-tb.co.jp/company/release/pdf/20180927.pdf>

【「きたぎん遺言代用信託 ～繋(つなぎ)～」商品概要】

取扱開始日：2018年11月27日（予定）

信託金額：200万円以上3,000万円以下（1万円単位）

信託期間：信託契約日から、5年以上30年以下でお客様がご指定した期間後に最初に到来する計算期日まで

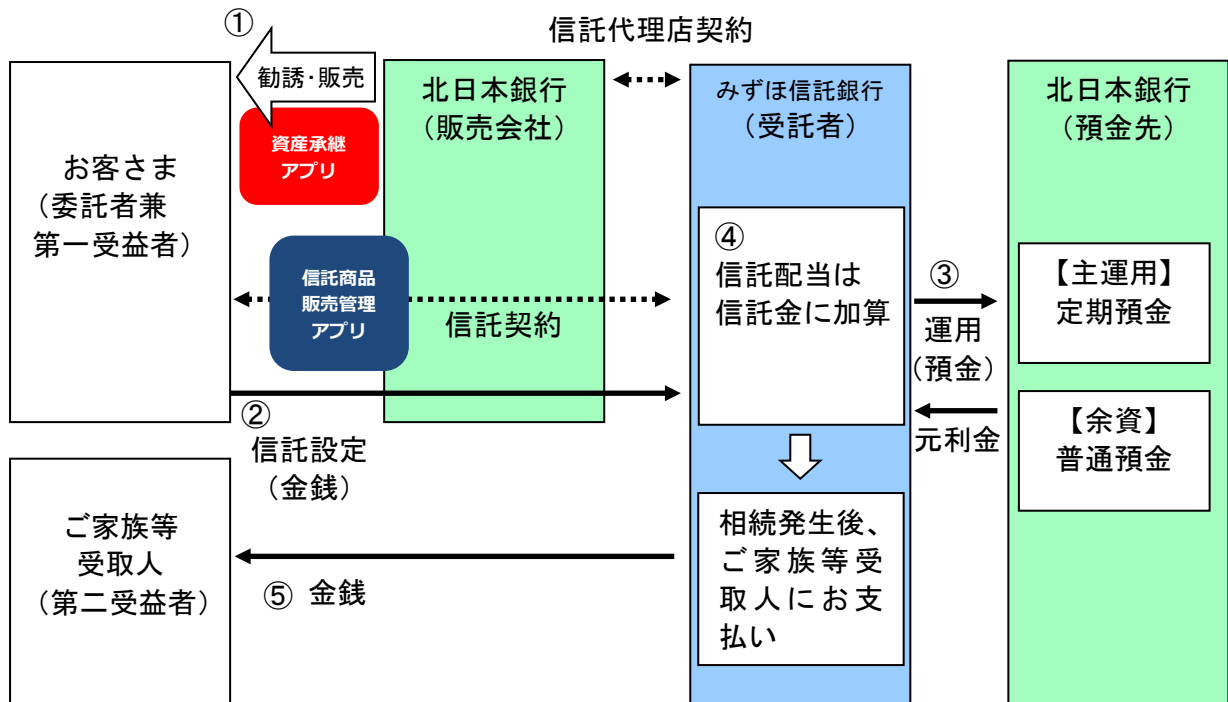
運用方法：主に北日本銀行の定期預金において運用

元本補填：ありません

支払方法：以下の2つの方法からいずれか若しくは両方を選択

- ① お客様の万が一の際に必要な資金を簡単な手続きでご家族等が一括でお受け取り＝一時金受取
- ② お客様の相続発生後に、ご家族等が一定期間、定期的にご資金をお受け取り＝定時定額受取

【「きたぎん遺言代用信託 ～繋(つなぎ)～」スキーム】

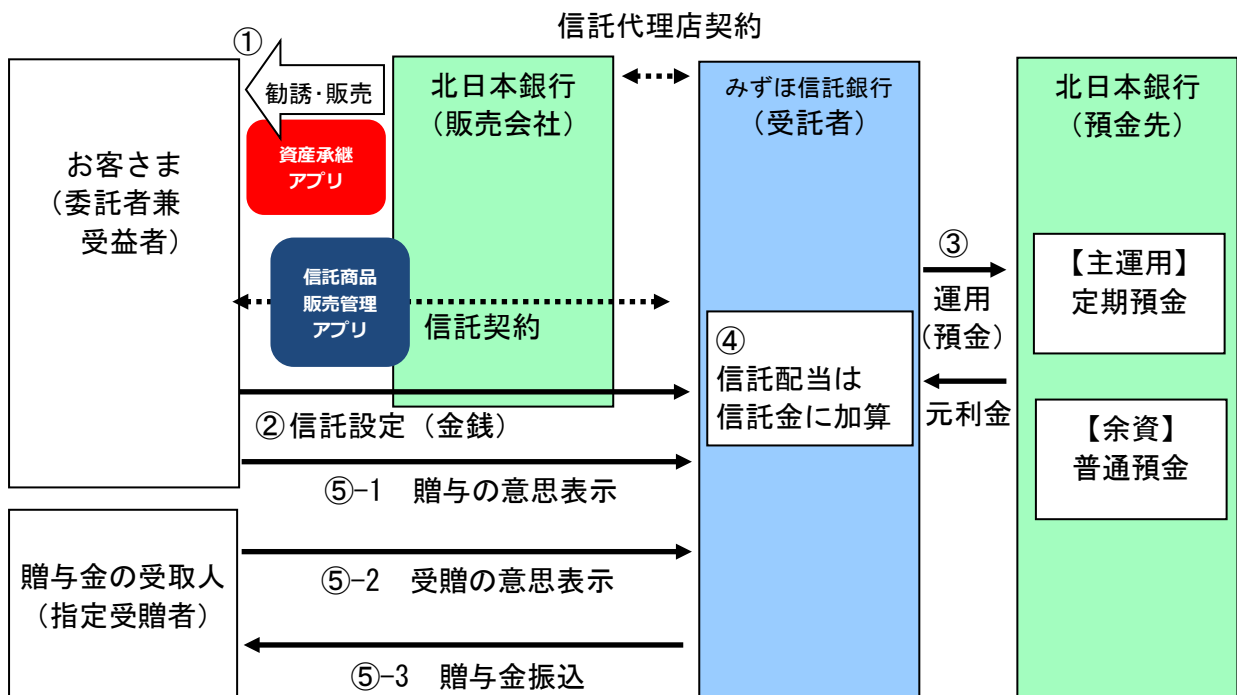


- ① 北日本銀行は、受託者であるみずほ信託銀行の信託代理店（登録金融機関）として、北日本銀行のお客様に「きたぎん遺言代用信託 ～繋(つなぎ)～」を販売。
- ② みずほ信託銀行は、お客様から信託金を受領し、信託を設定。
- ③ みずほ信託銀行は、信託金を主に北日本銀行の定期預金にて運用。
- ④ 設定した信託の決算時に運用成果（定期預金の利息）から信託配当を交付し、お客様の信託金に加算。
- ⑤ お客様に相続が発生した際には、ご家族等の受取人が金銭を受け取り。（一時金/定時定額）。

【「きたぎん暦年贈与型信託 ～結(ゆい)～」商品概要】

- 取扱開始日：2018年11月27日（予定）  
 信託金額：500万円以上（1万円単位）  
 信託期間：信託契約日から、5年以上30年以下でお客様がご指定した期間後に最初に到来する計算期日まで  
 運用方法：主に北日本銀行の定期預金において運用  
 元本補填：ありません  
 贈与手続：お客様は、年に1回、贈与手続が可能  
 みずほ信託銀行は、受託者所定の手続により、お客様からご指定頂いた金額を贈与金の受取人（指定受贈者）の口座に振込

【「きたぎん暦年贈与型信託 ～結(ゆい)～」スキーム】



- ① 北日本銀行は、受託者であるみずほ信託銀行の信託代理店（登録金融機関）として北日本銀行のお客様に「きたぎん暦年贈与型信託 ～結(ゆい)～」を販売。  
 ② みずほ信託銀行は、お客様から信託金を受領し、信託を設定。  
 ③ みずほ信託銀行は、信託金を主に北日本銀行の定期預金にて運用。  
 ④ 設定した信託の決算時に運用成果（定期預金の利息）から信託配当を交付し、お客様の信託金に加算。  
 ⑤ お客様は、年に1回、受託者所定の手続きにより贈与の意思表示を行うことができ、贈与金の受取人が受贈を承諾した場合に、お客様が指定した金額の信託財産を贈与金の受取人に交付。

以上